



ベースアップ加算について

(R6年6月診療報酬改訂～)

当院では、厚労省の推奨・主導により、**Dr 以外の医療スタッフの賃金改善に充当するためのベースアップ加算を算定しております。**として、以下の項目に取り組んでいます。

適切な賃金を確保することを通じて安定した、質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

(厚生省 HP からの指示・資料下記で閲覧・DL 可能です)

<https://www.wakayama-med.jrc.or.jp/news/qnk2b3000008h6h-att/Base-up.pdf>



ITOKC